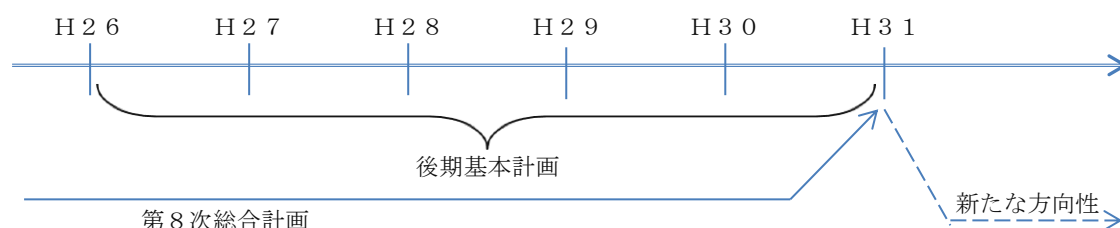


総合計画審議会における施策評価（二次評価）の進め方等について

■ 総合計画と行政評価の考え方について

(1) 総合計画について

- ・第8次総合計画の計画期間は平成30年度までとなっている。
- ・平成23年5月における地方自治法の改正により、基本構想の策定義務に係る規定が削除されたため、平成31年度以降の政策、施策の展開に関する方向性の示し方について検討する必要がある。
- ・新たな方向性を何らかの形で策定する場合には、予算編成等の諸手続きを考慮し、第8次総合計画の計画期間の終了にあわせて対応していくことが求められる。



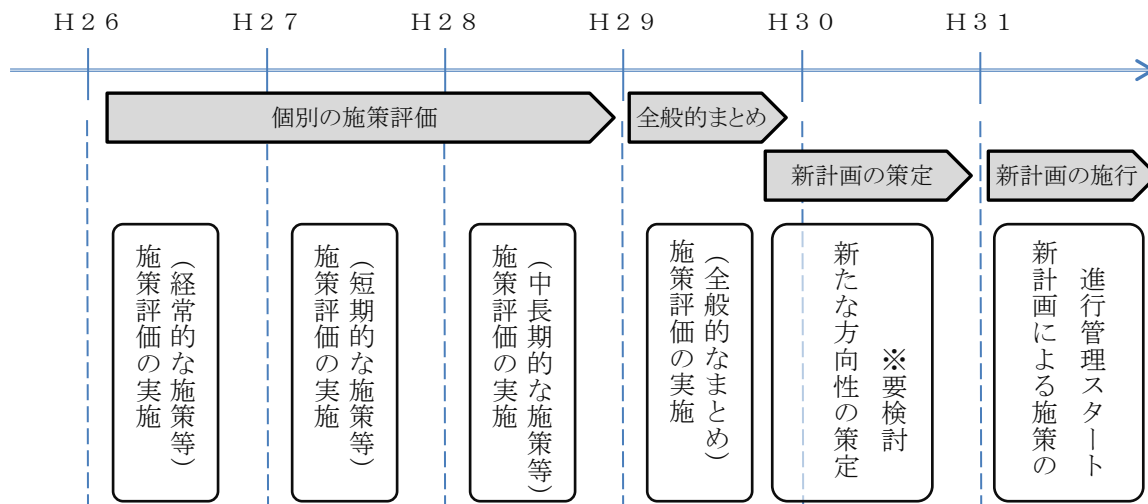
(2) 行政評価の必要性について

- ・新たな政策立案や施策の検討を行う場合には、過去の取り組みの効果や、その効率性などを検証するため、多くの自治体で行政評価の手法が取り入れられている。
- ・本市では、これまで事務事業評価、施策評価に取り組んできており、今後も、これらの取り組みを継続的に実施していくことが行政経営にとって必要と考えられる。
- ・施策評価の実施においては、所管部による庁内での一次評価の実施に加え、客観的な立場から二次評価を実施することが、現実的で、合理的な方法と考えられる。
- ・なお、平成31年度以降における行政活動の新たな方向性の検討にあたっては、施策評価の結果を活用できる手法を検討することも念頭に置いておく必要があると考えられる。

(3) 平成26年度以降の取り組みについて

- ・後期基本計画の開始年度である平成26年度に、前期基本計画について全般的又は体系的な施策評価をあらためて実施することは、評価結果の反映における意味が薄いのではないかと考えられる。
- ・現時点における施策評価の実施目的は、これまで実施した基本計画の進行管理のように、より具体的で、行政経営に実質的な反映ができるような形で実施することが望ましい。
- ・平成26年度には継続的又は経常的な施策を、平成27年度には比較的短期間に効果の現れやすい施策を、平成28年度には効果を生み出すまでに時間を必要とする施策を中心にするなど、いくつかに分類しながら施策の進捗状況の確認を行うことがより望ましいと考えられる。
- ・また、平成26年度から28年度までの3カ年においては、評価対象とする施策について所管部からの提案も募ることとし、施策推進に対する審議会の客観的な意見を聴取する。
- ・平成29年度については、平成26年度から28年度までの3カ年の取り組み内容を踏まえ、全般的なまとめとして後期基本計画の施策評価の実施を予定することとする。

《総合計画審議会の活動内容》



■ 総合計画審議会委員の任期等について

(1) 総合計画審議会規則の規定等について

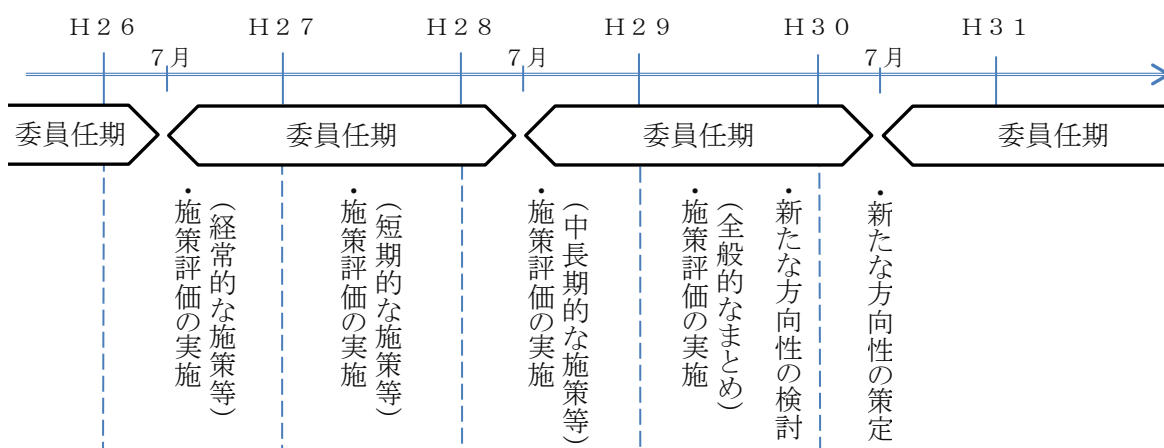
- ・総合計画審議会の委員任期については、大和市総合計画審議会規則第5条において、「委員の任期は2年とし、再任を妨げない。」としている。
- ・公募の委員については、より多くの市民の参加を得ることを目的に、2年毎に新たな募集を行っている。

(2) 総合計画審議会以外の附属機関について

- ・本市における附属機関（条例に基づき設置されている審議会、審査会など）については、おおむね任期を2年として設定している。
(39 組織中、任期 2 年のもの 26 組織 (66.7%)、3 年のもの 2 組織 (5.1%)、審議等の終了までのもの 6 組織 (15.4%)、規定の無いもの 5 組織 (12.8%) となっている。)

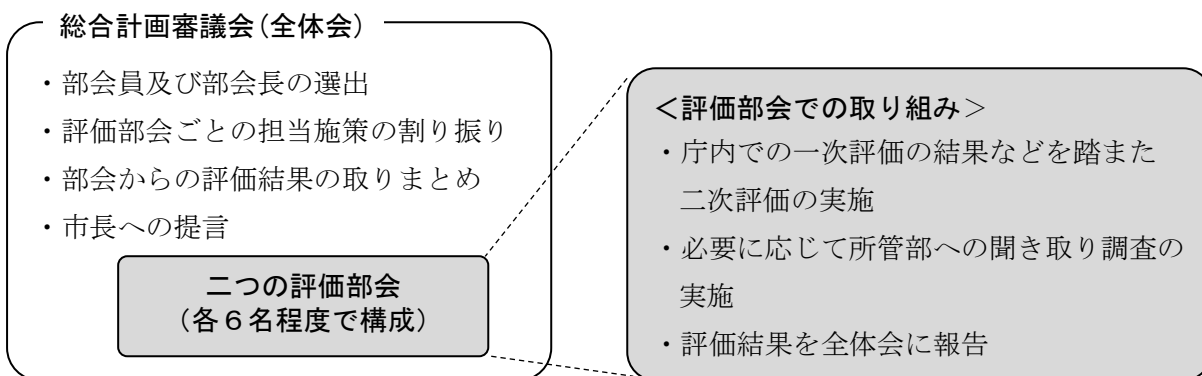
(3) 今後の委員任期の考え方について

- ・次回の委員改選期となる平成26年7月をもとに現行通り改選を進めると、平成29年度における後期基本計画の全般的な施策評価と、平成30年度における新たな方向性の策定が、同一の委員構成による2年の任期に収まることから、任期の変更を行わないことが望ましいと考えられる。



■ 総合計画審議会での施策評価（二次評価）の手法（案）について

- ① 総合計画審議会の内部に、6名程度で構成する二つの評価部会を設置する。
- ② すべての委員はいずれかの評価部会に所属する。
- ③ 各評価部会が担当する施策の分担は、個別目標のレベルで関連性の高いものを単年度においてそれぞれ3施策（所管部から提案された評価対象施策を含む。）程度ずつ全体会において割り振る。
- ④ 評価部会での審議経過や評価結果については、部会長から全体会へ報告を行う。
- ⑤ 全体会ではそれぞれの報告を取りまとめたうえで、会長から市長へ提言を行い、行政が実施計画のローリングに反映していく。



＜想定される効果と課題＞

- 二つの評価部会を設置することで、より具体的できめ細かく、また、効率的な評価実施が期待できる。
- 評価対象を絞り、委員が少人数で関与することで、より深い意見交換を行いやすい。
- 二つの部会が並列することで、評価の表現など部会間の調整が必要になる。

一年間の流れ

